公益社団法人熊谷市シルバー人材センター自動車管理規程

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人熊谷市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が有する自動車の適正な管理及び運用を図るため必要な事項を定め、もって人身の安全及び使用規律の確立を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）自動車　　道路交通法に定めるもので、センター所有及びセンター外から借り上げたものをいう。（以下「共用自動車」という。）

（２）運転者　　共用自動車を運転する者をいう。

（３）車両管理者　　庶務・会計係長（以下「管理者」という。）をいう。

（４）運行管理者　　自動車の配属を受けた事務所の長をいう。

（５）安全運転管理者　道路交通法第 74 条の規定による者をいう。

（管理者の職務）

第３条　管理者は次に掲げる職務を行う。

（１）共用自動車の配属計画に関すること。

（２）共用自動車の増車、廃車及び更新の計画に関すること。

（３）共用自動車の事故処理に関すること。

（４）前各号に掲げるもののほか、共用自動車の総括的管理に関すること。

（運行管理者の職務）

第４条　運行管理者は、次に掲げる職務を行う。

（１）共用自動車の運行に関すること。

（２）配属を受けた共用自動車の使用状況に関すること。

（３）共用自動車の事故処理の協力に関すること。

（４）前各号に掲げるもののほか、配属された共用自動車の運行及び管理に関すること。

（安全運転管理者）

第５条　共用自動車の安全運転に必要な業務を行うために安全運転管理者を置く。

２　安全運転管理者は、道路交通法施行規則第 9 条の 9 に定める資格を有する職員のうちから理事長が命ずる。

３　安全運転管理者は、次に掲げる職務を行う。
（１）運転者の過労防止に関すること。
（２）運転者の教育計画に関すること。
（３）運転者の指導監督に関すること。
（４）異常気象時及び悪交通状況時における措置対策に関すること。
（５）事故防止計画及び安全運転の目標等の樹立に関すること。
（６）運行点検実施を確認し、その結果に対し適切な措置をとること。
（使用基準）
第６条　共用自動車は次の各号のいずれかに該当する場合に限り使用することができるものとする。
（１）センターの事業上必要なとき。
（２）防災上必要なとき。
（３）その他理事長が必要と認めたとき。
（使用手続）
第７条　共用自動車を使用しようとするときは、事前に運行管理者の許可を得たうえ、次の各号を順守しなければならないものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りではない。
（１）センター会員が使用する時は、事前に予約をするものとする。
（２）運転者は、運転免許証を提示すること。
（使用上の注意）
第８条　共用自動車の使用及び運行にあたり、運転者は次の各号を順守するとともに、運行管理者が指示するその他の注意事項に従わなければならないものとする。
（１）使用期間は、原則としてセンター開所日の業務時間内とする。
（２）運転者は、使用前に運転日誌、鍵及び必要に応じて給油カード等を受け取り、使用する共用自動車の運行前点検を実施すること。
（３）運転者は、使用する共用自動車の運転方法、規格、用途等を確認し、その範囲内において運行すること。
（４）使用中に異常を発見したとき又は事故が発生したときは、ただちに運行管理者に連絡し、指示を受けること。
（５）使用後は、共用自動車を清掃及び点検し、指定場所に格納するとともに、運行日誌に必要事項を記入のうえ、全ての受け取り物を返納すること。
（６）使用方法等が著しく劣悪な場合及び別に緊急の用務が生じたときは、貸し出し制限を行なうものとする。
（運転者の責任）
第９条　運転者は、法令に基づく運転責任を負うものとし、運行時は、関係法

令及び次の各号を順守し、事故を未然に防ぐ努力をしなければならないものとする。

（１）天候、体調に応じて、適切な運行計画を立てること。

（２）使用中、共用自動車から離れるときは、施錠するなどして盗難にかからないようにすること。

（３）必要に応じて燃料等を補給すること。

（４）事故発生時は、第一に負傷者の救助を行い、直ちに警察署に通報するとともに運行管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

（５）運転者は、加害又は被害を問わず、示談について相手側と話し合いをしてはならない。

（６）運転者が事故を起こしたときの処分については、センターの諸規程に定めるものとする。

（７）無断使用又は重大な法令違反による事故賠償等については、運転者はその責を免れない。

（委任）

第１０条　この規程に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

附　則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。